

# 社会保険 いすゞおか



熱海海上花火大会(熱海市)

## Contents

● 経済産業省 健康経営優良法人2024の申請が始まります!	2
● 保険証は正しく使いましょう 整骨院・接骨院 はり・きゅう あんま・マッサージ	3
● 夫婦ともに収入がある場合における被扶養者の認定	4
● Q. 在宅勤務・テレワークの実施に際し、在宅勤務手当が支給される場合、当該手当は「報酬等」に含まれますか	4
● 令和5年度「わたしと年金」エッセイ募集	5
● 国民年金保険料のスマートフォンアプリによる電子(キャッシュレス)決済がはじまりました	6
● 令和4年度 事業・決算報告	7
● 健康づくりDVDのご案内	7
● 「健康管理セミナー」開催のご案内	8

## お願い

社会保険協会事業は、会員の皆様からお納めいただく大切な会費をもって運営されております。令和5年度協会費納入につきまして、納入がお済みでない事業所様におかれましては、相次ぐ物価高騰等による大変厳しい状況下、諸事ご出費の多い折とは存じますが、協会事業運営に特段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一日も早い新型コロナウイルスの収束及び経済の安定を願うとともに、皆様方のご繁栄、ご健勝を心よりお祈り申し上げます。

**年金相談はご予約で!!**

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **「0570-05-4890」** (ナビダイヤル)

## 経済産業省 健康経営優良法人2024の申請が始まります!

経済産業省では、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営®」を推進しており、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「健康経営優良法人」として毎年顕彰しています。

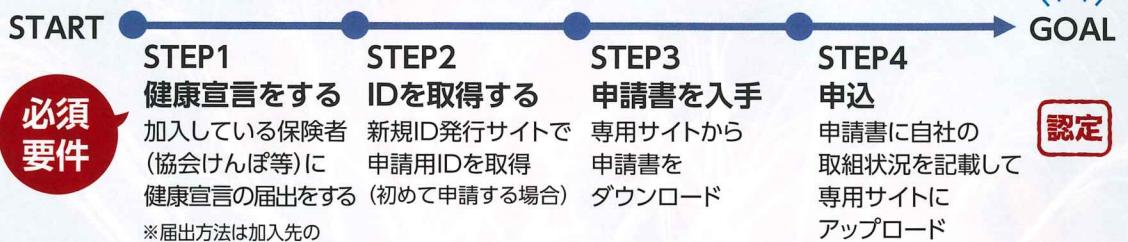
申請数は年々増加し、昨年度は全国で過去最高の14,014法人（中小規模法人部門）が認定されました。（令和5年7月時点）

コロナ禍を受け働き方がますます多様化してきた近年、企業が従業員の健康を守り、優秀な人材の確保につなげる健康経営への注目度はますます高まっています。

今までに取り組んできた健康経営のステップアップとして、認定にチャレンジしてみませんか？

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です

### 健康経営優良法人 中小規模法人部門 認定までの流れ(予定)



まずは **健康宣言** から始めましょう！

#### 健康宣言とは？

企業(経営者)が保険者(協会けんぽ等)のサポートを受けて、従業員やそのご家族の健康づくりに取り組むことを社内外に宣言すること。

協会けんぽ静岡支部では、健康宣言をされた事業所様を対象として季節の健康情報を毎月1回メールマガジンにて配信している他、健康づくりに役立つツールを提供しています。



この機会に事業所の健康づくりを始めてみませんか？

健康宣言に関するお問い合わせ先

企画総務グループ ☎054-275-6602

## 保険証は正しく使いましょう

### 整骨院・接骨院 はり・きゅう あんま・マッサージ

柔道整復師が施術を行う整骨院・接骨院や、はり・きゅう、あんま・マッサージ等には、保険証が使える場合と使えない場合があります。

かかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 1 整骨院・接骨院

##### 保険証が使えるケース

負傷原因がはっきりしていて、慢性化していない  
ケガのうち、以下のケースでは保険証が使えます。

- 骨折、脱臼

応急処置を除き、**医師の同意**が必要です

- 外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）

##### 保険証が使えないケース

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的の利用
- 病気（神経痛・リウマチ・ヘルニア等）が原因の痛みやこり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善が見られない長期の治療
- 仕事中や通勤途上のケガ（労災保険の対象）



- **負傷の原因を正しく伝えましょう。** 保険証が使えるのは外傷性の負傷のみです。
- **治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。** 内科的要因も考えられます。

#### 2 はり・きゅう

##### 保険証が使えるケース

- |         |           |
|---------|-----------|
| ● 神経痛   | ● 五十肩     |
| ● リウマチ  | ● 腰痛症     |
| ● 頸腕症候群 | ● 頸椎捻挫後遺症 |

※神経痛・リウマチ等と同じく慢性的な痛みが主な症状である病気は、上記以外でも認められることがあります。

**医師による適当な治療手段がなく、  
はり・きゅうの施術を受けることを認める  
医師の同意がある場合に限ります。**

##### 保険証が使えるケース

- 筋麻痺
- 関節拘縮 等



**症状の改善を目的として、  
あんま・マッサージの施術を受けることを  
認める医師の同意がある場合に限ります。**



- 保険証を使って継続して施術を受けるには、6か月ごとに文書による**医師の同意**が必要です。
- 「はり・きゅう」の施術において、**医療機関との併用**は認められません。

保険証の使い方に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎054-275-6601

## 夫婦ともに収入がある場合における被扶養者の認定

夫婦ともに収入がある場合における被扶養者認定については、被扶養者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者として認定を行います。なお、申請を行う被保険者の年間収入は、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を算出してください。

一方、届出に記載いただく「配偶者の収入（年収）」欄には、次のとおり配偶者が加入する制度によって年間収入の見込み額を算出してください。

### ●配偶者が被用者保険の被保険者の場合

被保険者と同様、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を記載してください。

### ●配偶者が国民健康保険の被保険者の場合

直近の年間所得で見込んだ額を年間収入として記載してください。

※育児休業等の期間で、主として生計を維持していた被保険者が育児休業等を取得したことにより一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

## Q 在宅勤務・テレワークの実施に際し、在宅勤務手当が支給される場合、当該手当は「報酬等」に含まれますか。

### A お答えします

在宅勤務手当の取扱いについては、当該手当の内容が事業所毎に異なることから、その支給要件や、支給実態などを踏まえて個別に判断する必要があります。

基本的な考え方は以下のとおりです。

#### ①在宅勤務手当が労働の対償として支払われる性質のもの（実費弁償に当たらないもの）である場合

在宅勤務手当が、被保険者が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を事業主に返還する必要がないものであれば、「報酬等」に含まれます。

（例）事業主が被保険者に対して毎月5,000円を渡し切りで支給するもの

#### ②在宅勤務手当が実費弁償に当たるようなものである場合

在宅勤務手当が、テレワークを実施するに当たり、業務に使用するパソコンの購入や通信に要する費用を事業主が被保険者に支払うようなものの場合、その手当が、業務遂行に必要な費用にかかる実費分に対応するものと認められるのであれば、当該手当は実費弁償に当たるものとして、「報酬等」に含まれません。

## 令和5年度「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、様々な取組を行っています。

「ねんきん月間」の期間中は、皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開する予定です。

この取組の一環として、広く皆さんから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さんと一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

### 応募要項

- 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考え方など、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- 日本語で1,000～2,000文字程度。
- 作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
- 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限りません。（応募作品は返却しません。）

### 応募資格

中学生以上の方

### 応募締切

令和5年9月8日(金) 消印有効

### 提出先

日本年金機構 相談・サービス推進部  
情報提供推進グループ わたしと年金 担当  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

### お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部  
情報提供推進グループ わたしと年金 担当  
(電話番号) 03-5344-1100 (代表)

### 賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選  
賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

### 発 表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

### 後 援

厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

募集の詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。

わたしと年金エッセイ

検索

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

## 国民年金保険料のスマートフォンアプリによる電子(キャッシュレス)決済がはじめました

国民年金保険料は、令和5年2月20日から新たにスマートフォンアプリを利用した電子(キャッシュレス)決済ができるようになりました。

スマホ決済は、対応する決済アプリをスマートフォン等の端末にインストールしたうえ、端末のカメラ機能を使用し、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、その場で納付することができるサービスです。

令和5年2月20日のサービス開始時点における対象決済アプリは以下のとおりです。(五十音順)

▶ auPAY

▶ d払い

▶ payB (payBと連携している各金融機関が提供する決済アプリを含む。)※

▶ paypay

※payBでの決済連携対応金融機関およびクレジットカードの詳細は、payBのアプリ上の情報をご覧いただけます。payBホームページをご覧ください。

各決済アプリの操作方法等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

### 決済方法

#### 1. 決済アプリを起動する。

※初めて利用する方は決済アプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。

#### 2. 端末のカメラ機能で納付書のバーコードを読み取る。

#### 3. 決済内容を確認し、パスワードを入力すると決済が完了します。

## 令和4年度 事業・決算報告

一般財団法人静岡県社会保険協会は、6月1日に理事会、6月21日に評議員会を開催し、令和4年度の事業報告及び収支決算について、規定に基づく審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

事業内容及び決算について、次のとおり報告いたします。

### 令和4年度 事業報告

#### 社会保険制度の普及啓発事業

##### 1. 広報紙の発行

機関紙「社会保険しづおか」を偶数月に発行し、社会保険制度の内容や改正事項等の周知を図りました。

##### 2. リーフレット等の配付

「社会保険の適用拡大」「年金の受け方」など、社会保険・年金についてのリーフレットを配付し、社会保険制度及び年金制度の周知啓発に努めました。

##### 3. 社会保険事業の推進

###### ①社会保険基礎講座の開催

県内7会場で開催しました。受講者総数 559名  
内容 社会保険の適用関係、健康保険の給付について

###### ②年金基礎講座の開催

県内7会場で開催しました。受講者総数 303名  
内容 年金給付(老齢・障害・遺族)について

###### ③シニアライフセミナーの開催

年金の受給を間近に控えた被保険者等を対象に、  
県内3会場で開催しました。受講者総数 48名  
(セミナーテーマ)  
●年金・医療保険 ●ライフプランと生きがい  
●家庭経済プラン

#### 保健・福祉施設事業

##### 1. 健康づくり事業

職場における健康づくり事業として、健康の保持増進と生活習慣病に関する意識の向上を図るために、保健師・健康体操指導員による講話、健康相談、実技指導等を行いました。

開催回数 13回 受講者総数 374名

##### 2. メンタルヘルスセミナーの開催

被保険者皆様の心と身体の健康を守ることを目的として、  
県内3会場で開催しました。

受講者総数 49名

##### 3. 健康づくりDVDの貸出し

職場における健康づくり事業として、健康に関するDVDの貸出しを行いました。

貸出本数 29本

##### 4. 「海の家・プール」の開設

県内の海の家2施設、プール1施設と利用契約を結び、共通利用補助券を発行し、被保険者とその家族の皆様に利用していただきました。  
利用者総数 6,601名

##### 5. 「第24回 社会保険いきいきウォーク」の開催

静岡市駿河区用宗地区において、用宗公民館を起点として、用宗海岸沿いを通り、用宗港、用宗みなと温泉等を散策しながら広野海岸公園へと向かい、往復して用宗駅をゴールとする約8kmのコースを楽しみました。

参加者 204名

##### 6. 健康増進補助事業

①県内の18ボウリング場と契約し、割引券を発行しました。  
②下呂温泉・長良川温泉での宿泊利用の助成券を発行しました。  
③県内保養施設3施設と契約し、宿泊利用料金の一部を補助しました。

##### 7. 福利厚生事業

①全国の宿泊施設やレジャー施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しました。  
②家庭常備薬等を特別価格で斡旋しました。  
③劇団四季ディズニーミュージカル『リトルマーメイド』等の静岡県内公演観劇チケットを、特別割引料金で斡旋しました。  
④レンタカーの優待サービスを行いました。

#### 支部事業

各支部において、その地域事情に即した各種事業を実施しました。

##### (主な事業)

- ①講習会、説明会の開催(共催)
  - ・社会保険講座
  - ・社会保険基礎セミナー 等
- ②健康づくり、レクリエーション事業の実施
  - ・健康づくりウォーキング
  - ・美術館鑑賞補助
  - ・温泉利用補助
  - ・いちご狩り利用補助
  - ・ゴルフ練習場利用補助
  - ・スポーツ施設利用補助 等

### 令和4年度 収支決算

(収入)	(単位：円)	(支出)	(単位：円)
会費収入	80,849,610	制度普及事業費	21,389,489
受取利息	261,826	健康保持増進事業費	12,017,108
事業その他収入	742,120	会員向け事業費	19,919,472
積立金取崩収入	13,176,000	その他事業費	15,249,900
前期繰越金	31,037,286	管理費	20,451,519
収入合計	126,066,842	支出合計	89,027,488
		次期繰越金	37,039,354

## 健康づくりDVDのご案内

このたび、新規DVDが3種類加わりました。社内研修などに是非ご利用ください。

●職場のメンタルヘルス対策シリーズ～セルフケア全員編～(約36分／内リモートワーク4分)

●働く人の睡眠と健康～快眠習慣のための10の方法～(約24分)

●職場のハラスメント基礎講座～セクハラ・パワハラ・マタハラ～(約32分)

※より多くの事業所様へ貸出のため、上記DVDにつきましては1回のお申込みにつき1種類の貸出とさせていただきます。

静岡県社会保険協会 DVD 検索



テーマ  
食生活

●「健康管理セミナー」開催のご案内

当協会では、今年度より「健康管理セミナー」を開催します。今回は、一番身近な「食生活」について行います。当セミナーを通じて、ご自身やまわりの皆さんのがんについて考えてみませんか。

◆日時・会場

地区	開催日時	会 場
東部	10月12日(木) 14:00~16:30	沼津労政会館 沼津市高島本町1-3 (静岡県東部総合庁舎北側)
中部	10月17日(火) 14:00~16:30	静岡労政会館 静岡市葵区黒金町5-1 (静岡県労働者総合会館)
西部	10月23日(月) 14:00~16:30	アクシティ浜松 研修交流センター 浜松市中区中央3-9-1 (1F: 楽器博物館)

※駐車場の用意がありませんので、予めご了承ください。

◆内 容 「健康に過ごしていくための食生活について」

(ふだんの食事と健康・生活習慣病について／これからの食生活—\*フレイル予防と対策)

\*フレイル=加齢により心身の機能や活力が低下している状態のこと

◆講 師 当協会管理栄養士

◆受 講 料 無料

◆申込期間 8月14日(月)～9月1日(金)

・各会場とも定員になり次第、締め切らせていただきます。

その場合はホームページにてお知らせします。

◆お申込み 下記の「受講申込書」にご記入いただき、FAXにてお申込みください。

本年度の当協会費納入済事業所様のみ申込みを承ります。

◆定 員 東部・中部・西部：各30名（先着順）

・開催日1週間前までに受講者あて「受講票」をお送りします。

・各会場とも、三密対策を施し、新型コロナウイルス感染防止に努めます。

◆お問合せ 一般財団法人 静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217 (8:30～17:00/土日祝日休)

「健康管理セミナー」受講申込書

申込先：(一財)静岡県社会保険協会あて  
FAX:054-255-3840

〒 事業所 所在地	会員番号  TEL  FAX
事業所 名 称	

東部会場 10/12(木)	中部会場 10/17(火)	西部会場 10/23(月)
受講者氏名	受講者氏名	受講者氏名

次号は10月中旬に発行します

- 「シニアライフセミナー」●「第25回 社会保険いきいきウォーク」—— 11月開催のご案内
- その他、各支部事業(チラシ)等をご案内予定です。

※各事業の最新情報は、ホームページにも掲載します!是非ご覧ください!

スマートフォン・パソコン → 静岡県社会保険協会

